

令和5年第1回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和5年3月17日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 陳情第15号 子どもの黙食緩和を求める陳情
- 第 2 陳情第16号 マスク着用・非着用による差別や誹謗中傷をなくす取組に関する陳情
- 第 3 陳情第 2号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出に関する陳情
- 第 4 議案第20号 令和5年度出雲崎町一般会計予算について
- 第 5 議案第21号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 6 議案第22号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第 7 議案第23号 令和5年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 8 議案第24号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第 9 議案第25号 令和5年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第10 議案第26号 令和5年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第11 議案第27号 令和5年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第12 議案第28号 令和5年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第13 発委第 1号 出雲崎町議会の個人情報保護に関する条例制定について
- 第14 議員派遣の件
- 第15 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	仙海直樹	2番	高橋速円
3番	中野勝正	4番	高桑佳子
5番	宮下孝幸	6番	石川豊
7番	小黒博泰	8番	島明日香
9番	加藤修三	10番	三輪正

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	曾根乗知
会計管理者	矢川浩之
総務課長	大矢正人
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	金泉修一
産業観光課長	矢島則幸
建設課長	小崎一博
教育課長	内藤良治
町民課参事	棚橋まゆみ
建設課参事	寺尾勉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	山田祥汰

◎開議の宣告

○議長（三輪 正） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（三輪 正） 本日の議事日程はお手元に配付しましたとおりです。よろしくご協力お願いします。

◎陳情第15号 子どもの黙食緩和を求める陳情

○議長（三輪 正） 日程第1、陳情第15号 子どもの黙食緩和を求める陳情の採択についてを議題とします。

ただいま議題としました陳情第15号は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

閉会中の継続審査となっておりました陳情第15号 子どもの黙食緩和を求める陳情について、審査を終了しましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る3月13日午後1時30分より、役場議員控室において、委員全員が出席し、説明員として曾根教育長、内藤教育課長、金泉町民課長の出席を得て、委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過についてご報告いたします。

まず、曾根教育長から、12月と2月に確認した学校での給食の様子について、状況に応じて適切な指導がなされており、全体としては緩やかな黙食という印象であったことが報告されました。

また、内藤教育課長からは、文部科学省から通知された学校の衛生管理マニュアルに基づいて対策が取られ、学校通信などで周知されていることの報告がありました。

委員からは、学校現場ではトラブルはなく、黙食に関しても適切な指導が行われていると感じるので、委員会として特に意見を上げる必要はないと思う。議会として、直接学校に指導するのではなく、教育委員会に検討した内容を添えて、任せるべき案件ではないかなどの意見がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、不採択とすべきものに決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（三輪 正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第15号に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第15号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立なし〕

○議長（三輪 正） 起立なしです。

したがって、陳情第15号は不採択とすることに決定しました。

◎陳情第16号 マスク着用・非着用による差別や誹謗中傷をなくす取組に関する陳情

○議長（三輪 正） 日程第2、陳情第16号 マスク着用・非着用による差別や誹謗中傷をなくす取組に関する陳情の採択についてを議題とします。

ただいま議題としました陳情第16号は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

閉会中の継続審査となっておりました陳情第16号 マスク着用・非着用による差別や誹謗中傷をなくす取組に関する陳情について、審査を終了しましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る3月13日午後1時30分より、役場議員控室において、委員全員が出席し、説明員として曾根教育長、内藤教育課長、金泉町民課長の出席を得て、委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過についてご報告いたします。

先ほど陳情第15号の委員長報告でも申し上げましたが、内藤教育課長からはマスク着用、非着用についても文部科学省から通知された学校の衛生管理マニュアルに基づいて対策が取られ、指導も適切に行われているとの報告がありました。

また、金泉町民課長からは、現在マスクトラブル、誹謗中傷などは見られないとの報告がありました。

委員からは、陳情第15号と同様に、学校現場ではトラブルはなく、適切な指導が行われていると感じるので、委員会として特に意見を上げる必要はないのではないか。議会として、直接学校に指導するのではなく、教育委員会に検討した意見を添えて任せるべき案件ではないか。3月13日からは着用が個人の判断によることとなり、学校現場では状況を見守りながら、保護者や子どもたちの気持ちを酌み取って、適切な指導を行ってほしいなどの意見がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、不採択とすべきものに決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（三輪 正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第16号に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第16号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立なし〕

○議長（三輪 正） 起立なしです。

したがって、陳情第16号は不採択とすることに決定しました。

◎陳情第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出に関する陳情

○議長（三輪 正） 日程第3、陳情第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出に関する陳情の採択についてを議題とします。

ただいま議題としました陳情第2号は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、4番、高桑佳子議員。

○総務文教常任委員長（高桑佳子） 総務文教常任委員長報告を申し上げます。

3月10日の本会議において本委員会に付託されました陳情第2号 核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出に関する陳情について、審査を終了いたしましたので、その経過と結果をご報告いたします。

去る3月13日午後1時30分より、役場議員控室において、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その経過についてご報告いたします。

委員からは、本陳情は世界唯一の被爆国である日本国民として世界平和を願い、核兵器の未使用を訴えるものであり、県下多くの市町村議会が意見書を提出したことも心情的な背景があるものと思われ、趣旨は十分理解できる。現在の世界情勢、近隣諸国の問題から考えると、意見書を提出することは核の抑止力を否定することにつながり、慎重に考えなければいけない。国政、特に外交問題に対する意見書の採択は慎重であるべきとされており、私ども地方公共団体の議会が扱うべきものに該当しない可能性があるなどの意見が出されました。

慎重審査の後、総務文教常任委員会としては不採択とするものに決定いたしました。

以上、総務文教常任委員長報告といたします。

○議長（三輪 正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第2号に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立なし〕

○議長（三輪 正） 起立なしです。

したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

◎議案第20号 令和5年度出雲崎町一般会計予算について

議案第21号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第22号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第23号 令和5年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第24号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第25号 令和5年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について

議案第26号 令和5年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第27号 令和5年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第28号 令和5年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（三輪 正） 日程第4、議案第20号 令和5年度出雲崎町一般会計予算について、日程第5、議案第21号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第6、議案第22号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第7、議案第23号 令和5年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第8、議案第24号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第9、議案第25号 令和5年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第10、議案第26号 令和5年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第11、議案第27号 令和5年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第12、議案第28号 令和5年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、4番、高桑佳子議員。

○予算審査特別委員長（高桑佳子） 予算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において予算審査特別委員会に付託されました議案第20号から議案第28号まで、議案9件を審査するため、3月15日午前9時30分より役場本会議場において説明員に町長以下執行部の出席を得、委員全員が出席して委員会を開きました。

その審査結果についてはお手元に配付しました報告書のとおりですが、その審査経過についてご報告いたします。

議案第20号 令和5年度出雲崎町一般会計予算については、2款1項5目12節庁舎増設工事検討業務委託料について、どのような増設をするか、バリアフリー化はされるのかとの質疑があり、庁舎が古く、狭くてエレベーターもないため、その改善とバリアフリーに向けてどのような形がよいか提案をいただくものであるとの答弁がありました。

2款1項7目7節ふるさと納税寄附謝礼について、ふるさと納税返礼品目を増やすという話があったが、商品開発となると時間がかかる。他町村で見られる感謝券などを返礼品として検討できないか。また、現行のホームページでは個々の事業者が自社商品を挙げており、統一性がなく、改善できないかとの質疑があり、リニューアルを検討するため委託費を計上しているが、感謝券なども含めて検討していきたいとの答弁がありました。

2款1項7目18節町デマンド交通運行費補助金について、昨年度比で400万円を超える減額理由は

何かとの質疑があり、令和4年度から福祉タクシー券の利用上限を増額したことにより、タクシーの利用が増えたためとの答弁がありました。

2款1項7目18節町地域のにぎわい創出事業補助金、町地域コミュニティ集会所等施設整備事業補助金について、従来の地域づくり推進事業をハードとソフトに分けたとのことだが、2年間で1団体、1事業のみという条件はそのまま同様かとの質疑があり、同様であって、分かりやすく分けたものであるとの答弁がありました。

2款1項9目7節スマートフォン教室講師報酬について、教室で教える内容はどのようなものか、初心者レベルでラインなど身近なものを継続して教えてもらえないかとの質疑があり、今回は複数の講師が丁寧に教えてくれるので、こちらの希望を伝えていきたいとの答弁がありました。

2款1項9目13節公式ラインシステム利用料について、ホームページにアカウントが載っておらず、登録がしにくい。改善を望むとともに、必要な情報をいち早く発信し、町外でも町の情報を受け取れることを広報してはどうかとの質疑があり、ホームページにはすぐアカウントを載せるよう対応し、ほかの情報も細かく発信できるよう調整するとの答弁がありました。

2款1項10目10節空家等緊急安全措置費について、どの程度の緊急安全措置を想定しているかとの質疑があり、倒壊被害を防ぐ緑のネット2棟分である。まずは持ち主、相続を確認するが、見通しが厳しく、近隣町村の危険が差し迫れば、代執行もあり得るとの答弁がありました。

2款1項12目19節犯罪被害者等見舞金について、対象となる犯罪は個々に違い、被害も様々だが、程度についてはどのように判断するかとの質疑があり、近隣市町村では既に行っている事業であり、そういった案件があったら近隣の事例を参考に、柔軟に対応していきたいとの答弁がありました。

2款1項15目14節庁舎多目的棟減築工事について、旧消防庁舎の解体であるが、工事費が坪当たり17万3,000円で高過ぎると思うが、理由は何かとの質疑があり、外壁、内壁を調べたところ、アスベストの混入が確認され、その処理に多額の費用がかかるため高額になったとの答弁がありました。

3款1項6目14節保健福祉センター空調設備等更新工事について、空調設備は前と同じ仕様か。環境に配慮してセパレートタイプは検討したかとの質疑があり、検討はしたが、事業費がかかるため、同様のタイプでの更新をしたいとの答弁がありました。

3款2項5目14節きらりの森整備工事について、資料の図面などから見て、現実的にこうした整備が可能だとすれば、どのように進めていくのかとの質疑があり、中央公民館エリア周辺を一体的に児童遊園の集約化を念頭に置き、複数年かけて整備する計画である。これから検討を進め、予算化した中で具体的に整備をしていくとの答弁がありました。

4款1項1目19節町骨髄等移植ドナー支援事業助成金について、骨髄の移植以外に対象となるのは何か。また、ドナーに決まる前に様々な検査が必要だが、対象となるのかとの質疑があり、骨髄と末梢血幹細胞の移植が対象になる。骨髄バンクが認めるドナー決定前の検査のための通院、入院等も対象になる。ほかのケースを参考にしたいとの答弁がありました。

4款1項5目7節スポーツ・健康マイレージ事業特典について、どの程度の利用者、商品券獲得者があったか。また、スポーツマイレージについては年度途中の登録ができないのはなぜかとの質疑があり、令和5年度からは拡充し、詳細は検討中だが、年度途中でも加入でき、使いやすい事業にしていきたいとの答弁がありました。

また、教室について地域サロンなども対象になるかとの質疑があり、当面は健康教室を対象にするが、状況を見て追加できる事業があれば検討していきたいとの答弁がありました。

4款1項5目17節軽自動車購入について、電気自動車の購入かとの質疑があり、環境に配慮して検討したが、納車に時間がかかり過ぎるため、ハイブリッド車としたとの答弁がありました。

6款1項3目18節町電気柵設置支援事業補助金について、鳥獣被害が広がる中、新規に町単独の事業で大変によいと思うが、電気柵の維持管理には金も手間もかかる。ほかにもカラーテープや防獣ネット等のほかの対策があり、安価で手軽な方法も試してみてもどうかとの質疑があり、町の鳥獣被害防止対策協議会などで試験的にやってみることも可能で、今後検討していきたいとの答弁がありました。

6款1項5目12節放射線防護対策設備保守点検業務委託料について、高額であるが、どのような点検かとの質疑があり、両改善センターについて放射線防御の機能を維持するために、フィルターシステム、空調、エアテント等について年4回の点検を行っているものであるとの答弁がありました。

7款1項2目18節町商工会運営費補助金について、商工会会員数の減少による職員減によるものとの説明があった。本来であれば、組織の積立てや内部留保を会費の値上げ等で対応すべき部分があると考えるが、拡充の根拠は何かとの質疑があり、今回の職員減について自主財源を検討した結果、商工会の会員からの強い要望があったものである。今後も従来どおり経営指導員を中心として町の商工振興に尽力してもらうため、補助を拡充したとの答弁がありました。

7款1項3目18節出雲崎「美食」めぐり実行委員会負担金について、秋の食合戦とは具体的にどのようなイベントになるかとの質疑があり、年3回開催の予定だが、秋の開催は趣向を変えて10月1日に開催されるまんぷくまつりで町が提供する出雲崎の輝きに、出店業者から上物の具材を考えて丼物を提供してもらい、約3か月間、秋の食合戦でプレミアムフードパスを使って提供店で食べてもらう企画であるとの答弁がありました。

8款5項3目18節町住宅リフォーム助成金について、住宅施策関連は何が該当するのか分りにくい改善できないかとの質疑があり、春先に回覧し、ホームページに載せているが、より分かりやすいよう工夫したいとの答弁がありました。

9款1項2目18節消防団員補助及び助成金について、若い消防団員の中にはオートマ限定免許の方も増えている。オートマ限定解除の補助も検討してはどうかとの質疑があり、最高幹部会議で検討し、分団にどの程度該当者がいるか確認している。消防車の更新時はオートマで更新していこう

と考えているとの答弁がありました。

10款1項3目18節町高校生通学費助成金、長岡方面のバス定期代がほかと比べて高額で保護者の負担が大きい、上乗せを考えるとできないのかとの質疑があり、検討はしたが、変率の補助金は考えにくく、今のところ難しいとの答弁がありました。

10款3項1目14節中学校理科室実験台塗装工事について、学校視察の際、かなり古く、傷んでいたが、塗装で間に合うのかとの質疑があり、台そのものを交換することも検討したが、大きな工事となり、費用もかかるため、今回は修繕を含めた塗装工事を実施したいとの答弁がありました。

10款4項6目7節絵手紙コンテストについて、絵手紙コンテストは非常によいと思うが、今短歌がブームになっている。てまりの会と協力して展開を考えられないかとの質疑があり、てまりの会の事業として取り上げられないか検討するとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 令和5年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号 令和5年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第23号 令和5年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第24号 令和5年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第25号 令和5年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号 令和5年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第27号 令和5年度出雲崎町下水道事業特別会計予算については、慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号 令和5年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算については、1款1項2目12節測量設計業務委託料について、新たに団地を造るための測量委託かとの質疑があり、やまや2期団地の造成工事完了後に確定測量を行うためのものであるとの答弁がありました。

1款1項4目について、物価高騰の中で金額設定に配慮はあるかとの質疑があり、分譲価格はほかの団地と同じく坪当たり4万2,000円としたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（三輪 正） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号から議案第28号の議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号から議案第28号の議案8件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、議案第21号から議案第28号まで、議案8件は委員長報告のとおり可決されました。

◎発委第1号 出雲崎町議会の個人情報の保護に関する条例制定について

○議長（三輪 正） 日程第13、発委第1号 出雲崎町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、2番、高橋速円議員。

○議会運営委員長（高橋速円） 発委第1号 出雲崎町議会の個人情報の保護に関する条例制定について。ただいま上程されました発委第1号につきまして提案理由の説明を行います。

このたびの条例制定は、国の個人情報保護法改定により、地方議会が法による個人情報の取扱いに関わる規律の対象となっていないことから、その整合性を図るため基本的に地方公共団体の機関から除外されました。しかし、全国ほとんどの地方議会は、個人情報保護に関する条例の対象とな

っております。

以上のことから、出雲崎町議会が保有する個人情報の適切な取扱いを行うために、新たに条例を制定して本議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利、利益を保護するため、それを目的とするものであります。

皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（三輪 正） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三輪 正） 起立全員です。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（三輪 正） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第128条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しましたとおり議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（三輪 正） 日程第15、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三輪 正） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（三輪 正） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前10時04分）